

## 資料編

## (1) 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

○津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則

平成14年4月1日  
津山市規則第33号

(目的)

第1条 この規則は、津山市執行機関の付属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営確保に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営確保に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
  - (2) 関係機関又は団体が推薦する者
  - (3) 介護保険の被保険者の代表
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要と認めたとときに招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、環境福祉部社会福祉事務所高齢介護課において、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の関係部署の協力を得て処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年2月25日規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月28日から施行する。  
(加茂町、阿波村、勝北町及び久米町の編入に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される津山市高齢者保健福祉運営協議会委員の任期は、この規則による改正後の津山市高齢者保健福祉運営協議会規則第3条第2項の規定にかかわらず、平成18年5月31日までとする。

付 則（平成19年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月25日規則第13号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年6月24日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年4月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

## (2) 津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会開催状況

開催日	協議内容
令和2年7月17日 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年度事業実施状況について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①「地域包括ケアシステムの構築」について</li> <li>②「健康づくりの推進」について</li> <li>③「地域支援事業の推進」について</li> <li>④「高齢者福祉サービスの充実」について</li> <li>⑤「介護保険サービスの充実」について</li> <li>⑥目標設定の達成状況及び実績評価について</li> </ul> </li> <li>・ 地域密着型サービスに関して</li> <li>・ 地域包括支援センターの活動に関して</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について (今後のスケジュール)</li> </ul>
令和2年8月26日 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険・日常生活圏域ニーズ調査報告について</li> <li>・ 在宅介護実態調査報告について</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要</li> <li>・ 第8期計画骨子(案)について</li> <li>・ 第8期計画の構成(案)について</li> <li>・ 包括支援センターサブセンターの体制について</li> </ul>
令和2年10月26日 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症による影響について</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)諮問</li> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)について</li> </ul>
令和2年12月3日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)について               <ul style="list-style-type: none"> <li>①第8期計画(案)の修正について</li> <li>②第8期計画(案)の追加について</li> <li>③答申(案)について</li> </ul> </li> </ul>
令和3年3月25日 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について</li> </ul>

### (3) 諮問書

---

津環社高第1932号  
令和2年10月26日

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会  
会長 小坂田 稔 様

津山市長 谷口 圭三

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）について（諮問）

津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画の策定にあたり、次の事項について、津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会規則第2条の規定により諮問します。

記

第8期津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画（案）（別添）

## (4) 答申書

---

令和2年12月18日

津山市長 谷口 圭三 殿

津山市高齢者保健福祉・介護保険事業運営協議会  
会長 小坂田 稔

### 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について（答申）

令和2年10月26日付津環社高第1932号で諮問のあったこのことについて審議した結果、その内容は適切であると認め、次の意見を付して答申します。

#### 記

- 1 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、平成12年度に創設された介護保険制度の実績と環境変化を分析・評価して3年ごとに見直しを行い、津山市における高齢者を取り巻く諸問題に対応するために策定されるものです。計画の実施に当たっては、当運営協議会の審議過程での意見・提言を十分尊重し、その趣旨が生かされるよう要望します。
- 2 津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案に盛り込まれている施策を実施するためには、市民参画により高齢者や住民の意見・要望を反映し、住民自身が施策の円滑な実施に向けて協力することが必要です。市民が積極的に参画できるような環境づくりに取り組むことを求めます。
- 3 住み慣れた地域で生活を継続するためには、高齢者を地域全体で支える仕組みを構築することが必要となります。このため、高齢者をはじめとした地域住民が「我が事・丸ごと」の意識をもち、地域づくりにおいて支え手側と受け手側に分かれるのではなく、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が求められています。津山市においては、国の求める地域包括ケアシステムを内包し、加えて、地域の高齢者の様々な課題を、地域住民自らが早期に発見し解決する機能を持った津山市独自の地域包括ケアシステムの構築をめざし、地域における自主的な活動を各職種が積極的に支援する取組を求めます。
- 4 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療・介護とともに、多様な日常生活支援のサービスを整備することにより、それぞれの地域に適したケア体制が包括的かつ継続的に提供されるよう積極的な取組を求めます。

- 5 いつまでも住み慣れた地域で生活を送るためには、在宅での介護サービスとともに医療サービスも不可欠です。医療ニーズ及び介護ニーズを必要とする高齢者が、人生の最終段階になっても住み慣れた生活の場で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療と介護の切れ間のないサービス提供を可能とする、在宅医療・介護連携推進事業への一層の取組を求めます。
- 6 超高齢社会の中、要支援・要介護状態になった方へのサービスの充実に努めるだけでなく、要支援・要介護状態にならない元気な高齢者を増やすための、健康教育、栄養教育、口腔ケア等の保健事業と介護予防事業の一体的な取組を求めます。
- 7 地域包括支援センターについては、介護保険制度や相談内容の複雑化により、高齢者福祉サービスの総合相談窓口としての役割がますます増大しています。また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、その中心的な役割を担う必要があります。同センターが公正・中立的立場で、その機能を最大限発揮できるような取組や体制強化を求めます。
- 8 認知症高齢者を取り巻く課題は深刻化しており、引き続き、認知症に対する知識や対処方法の普及啓発に向け積極的な取組が必要です。国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するよう求めます。
- 9 地域において安心して尊厳のある生活を維持するためには、認知症や知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な高齢者への支援や虐待防止など、成年後見制度を利用した権利擁護の取組が必要です。成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護に関する体制整備を進めることが重要な課題であり、その中心的な役割を担う「中核機関」を設置することにより、施策の推進を求めます。また、虐待防止のための普及啓発や市民後見人の養成・活動支援に引き続き取り組むと共に、津山市権利擁護センターと連携を図り、高齢者の権利擁護に向け積極的な取組を求めます。
- 10 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所や関係機関・部局等と連携した防災や感染症対策を求めます。
- 11 低所得者対策については、津山市独自の保険料段階の設定などによって、低所得者層への負担に配慮がなされていますが、今後も対象者の実態把握に努め、十分配慮していくことを求めます。また、介護給付費等準備基金を有効に活用し、高年齢化に伴い給付費が増加しても、可能な限り保険料の上昇を抑制するよう求めます。

## (5) 運営協議会委員名簿

区分	所属団体等	氏名	備考
学識経験者	美作大学特任教授	小坂田 稔	会長
	川崎医療福祉大学准教授	竹中 麻由美	
関係機関 団体推薦	津山市社会福祉協議会	坂手 宏次	副会長
	津山市連合町内会	上高 進	
	津山市民生児童委員連合協議会	高山 科子	
	津山市愛育委員連合会	松本 静江	
	津山市老人クラブ連合会	佐々木 由恵	
	津山市介護保険事業者連絡協議会	福田 哲也	
	一般社団法人 津山市医師会	宮本 亨	
	一般社団法人 津山歯科医師会	神崎 保利	
	岡山県看護協会津山・勝英支部	中塚 直子	
	岡山県介護支援専門員協会津山支部	大塚 愛	
被保険者代 表	加茂地区	中塚 辰男	
	阿波地区	倉持 幸代	
	勝北地区	板倉 智之	
	久米地区	立石 のり子	
	一般公募	応募なし	

【委嘱期間：令和2年6月1日～令和4年5月31日】

## (6) 用語解説

---

### あ行

---

#### ・ N P O

福祉、環境、文化・芸術などのあらゆる分野における営利を目的としない民間の市民活動団体のことをいい、一定の要件を満たし、国や県の認証を受けて法人格を取得し活動している「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

#### ・ オンライン

インターネットを活用した通信のことをいう。オンラインを活用すると、離れた場所でも顔が見える状態で、会話や会議を行うことができる。

### か行

---

#### ・ 介護給付費

居宅介護サービス・施設介護サービスなどの介護給付にかかる費用及び介護予防サービスなどの予防給付に要する金額の合計のことで、半分を保険料、残り半分を公費でまかっている。

#### ・ 介護予防サービス

介護認定の結果、要支援状態と判定された人が利用できるサービスで、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費及び、介護予防住宅改修費がある。

#### ・ 介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の人に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

#### ・ 介護保険施設

介護保険法で規定されている、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設の4施設のことをいう。

#### ・ 介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での生活が困難な方が入所し、日常生活上必要な介護・機能訓練・療養上の世話を受けることのできる施設。老人福祉法では、特別養護老人ホームと呼ばれています。

#### ・ 介護老人保健施設

症状が安定している方が入所し、在宅復帰ができるよう、看護や介護リハビリを中心に受けることのできる施設。

#### ・ 介護医療院

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、日常的な医学管理や看取り・終末期などの医療と、日常生活上の世話などの介護を一体的に提供する施設。

- ・ 介護療養型医療施設  
急性期の治療を終え、長期間にわたり療養が必要な方が、医学的管理の下に介護や機能訓練を受けることのできる施設。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）  
小規模多機能型居宅介護と訪問看護等を組み合わせてサービスを提供する。
- ・ 基本チェックリスト  
要介護（要支援）認定者を除く 65 歳以上の人を対象に介護予防のチェックのために、要介護の要因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうか、という視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの全 25 項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問表のこと。
- ・ 居宅サービス・施設サービス  
介護認定の結果、要介護状態と判定された人が利用できるサービスで、居宅介護には訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費があり、施設サービスには介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院がある。
- ・ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導  
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
- ・ ケアマネジメント  
個々の要援護者の生活状況に合わせて、要援護者のニーズを明らかにし、ニーズに合致する社会資源についてのきめ細かいケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組み。
- ・ ケアプラン  
一人ひとりの利用者がどのようなサービスを受ければ、自立した生活が送れるようになるかを考えて、様々なサービスを組み合わせて作成する、介護保険サービス利用計画書のことをいう。計画書の作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行う。
- ・ ケアマネジャー（介護支援専門員）  
要介護者等からの相談に応じて、その人の心身の状況に応じて適切な介護サービスを利用できるよう、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行う職種で、要介護者などが自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識、技術を有する人。
- ・ ケース  
介護等の福祉分野においては、場合・事例のことをいう。
- ・ ゲートキーパー  
身の回りに、うつで悩む人や元気が無くて困っている人などに気付き、支援する人。
- ・ 権利擁護センター  
認知症や知的障害、精神障害などにより、自分で十分な判断ができない人の権利や財産を守るため、権利擁護の相談や成年後見制度の利用支援などを行う。



## さ行

---

### ・サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者住まい法の改正により創設された、介護・医療と連携して、安否確認など的高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅のことをいう。

### ・市民後見人

社会の各分野で、様々な経験を積んだ市民が親族や専門職とは異なる市民としての特性を活かし、地方自治体等が行う後見人養成講座などを修了したうえで、市に市民後見人として登録された者。

### ・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に「訪問」、「宿泊」などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援を行う。

### ・シルバー人材センター

概ね60歳以上の健康で働く意欲のある人に対して、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的な仕事を確保し、これらを提供することにより高齢者の就労機会の拡大を図り、併せて活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした団体のことをいう。

### ・住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を実施したとき、改修費（保険給付対象部分）が支給される。

### ・新オレンジプラン

「認知症施策推進5か年計画」（平成24年9月厚生労働省公表のオレンジプラン）を改め、平成27年1月、新たに「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)が策定された。

### ・成年後見

認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に、不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約等の支援を行うことをいう。

## た行

---

### ・団塊の世代

第一次ベビーブームとなった戦後復興期の昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃に生まれた世代。

### ・短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等の福祉施設に短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練などを行う。

### ・短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や医療施設等に短期間入所し、医学的管理の下に日常生活の看護や機能訓練などを行う。

### ・地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

- ・ 地域支援事業

要介護（要支援）状態になることを予防するとともに、要介護（要支援）状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を継続できるよう介護予防及び地域における包括的・継続的な支援をすることを目的として、平成 18 年度に開始された事業のことをいいます。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される。

- ・ 地域包括ケア（地域包括ケアシステム）

国が平成 17 年に定義した言葉で、医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を、地域全体で連携して提供していくシステムのことをいいます。

- ・ 地域包括支援センター

介護保険法に基づき、高齢者の地域ケアの中核拠点として設置され、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどの専門職を配置し、高齢者や家族からの総合的な相談や、虐待防止などの権利擁護、関係機関との連携調整などを行う機関。

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な方を対象として、定員 29 人以下の小規模な施設で食事、入浴などの介護や健康管理を行う。

- ・ 地域密着型サービス

要支援・要介護認定者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスで、要支援状態の人が利用できるサービスとしては、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護があります。また、要介護状態の人が利用できるサービスとしては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護がある。

- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練を行う。

- ・ 通所介護、介護予防通所介護

デイサービスセンター等の施設で、健康チェック、日常生活訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

- ・ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療施設等で、機能訓練、食事や入浴等のサービスを提供する。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、短時間の定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護を行う。

- ・ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護  
有料老人ホーム、軽費老人ホーム等の入居者に、日常生活上の介護や機能訓練などを行う。

## な行

---

- ・ 認知症キャラバン・メイト  
地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」をつくる「認知症サポーター養成講座」の講師役の人。
- ・ 認知症サポーター  
認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族をできる範囲で手助けする人で、養成講座を受講した人。
- ・ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護  
認知症の高齢者が共同で生活できる住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を行う。
- ・ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護  
認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで行う。
- ・ 認知症地域支援推進員  
認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整などを行う人。
- ・ ノルディックウォーク  
2本のポールを使って行う全身運動で、普通に歩くよりも効果的に体を動かすことができる。

## は行

---

- ・ 8020 運動  
平成元年より厚生省（当時）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。
- ・ パブリックコメント  
行政の政策立案過程で市民の意見を募る制度。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ市民から意見を募り、有益な意見等を考慮し、意思決定することを目的に実施する。
- ・ バリアフリー  
障害者が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。
- ・ 避難行動要支援者  
高齢者や障害者、乳幼児など配慮を必要とする人のうち、災害が発生した場合やその恐れがある場合において、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するための支援が必要な人。

・福祉用具貸与・特定福祉用具購入費、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具購入費  
自立を支援するために歩行器等の福祉用具をレンタルすることができ、レンタルになじまない腰掛便座等については購入費（保険給付対象部分）が支給される。

・フレイル

加齢とともに身体的機能や認知機能が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味します。

・法テラス（日本司法支援センター）

全国どこにいても誰もが法的トラブルを解決するために必要な情報やサービスを受けられる社会を目指して、平成 18 年に綜合法律支援法に基づいて設立された。

・訪問介護、介護予防訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、日常生活の介護や家事の援助等を行う。

・訪問看護、介護予防訪問看護

医師の指示に基づいて看護師や保健師が家庭を訪問し、健康状態のチェックや療養の世話を行う。

・訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

移動可能な風呂や巡回入浴車が家庭を訪問し、家庭での入浴介助を行う。

・訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示に基づいて作業療法士や理学療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、機能訓練を行う。

## や行

---

・夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回する訪問介護に加えて、緊急時の対応を行う。

・要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを受けようとする際に、被保険者が要介護者（要支援者）に該当すること、及びその該当する要介護（要支援）状態の区分について市町村の認定を受けること。

## わ行

---

・ワンストップ機能

一度の手続きで、必要とする手続きをすべて完了させられるようにする機能。



第8期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
令和3年3月

発行：津山市環境福祉部 社会福祉事務所 高齢介護課

郵便番号：708-8501

住 所：岡山県津山市山北520

電 話：0868-32-2070

FAX：0868-32-2153